

北海道告示第 10015 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
浜中元川線 北海道留萌振興局 留萌建設管理部	留萌市見晴町2丁目35番1地先から 同市見晴町4丁目147番地先まで	前	7.80 mから 14.30 mまで	368.32 m	—
		後	7.80 mから 14.30 mまで	368.32 m	—
		後	16.00 mから 20.77 mまで	366.22 m	—
浜中元川線 北海道留萌振興局 留萌建設管理部	留萌市見晴町4丁目182番3地先から 同市見晴町4丁目223番地先まで	前	8.18 mから 8.37 mまで	41.48 m	—
		後	8.18 mから 8.37 mまで	41.48 m	—
		後	16.00 mから 16.00 mまで	41.90 m	—